本巣市住宅リフォーム事業　Ｑ＆Ａ

（平成２８年現在）

みなさまからお寄せ頂いたご質問やご相談を以下にまとめました。

１．申請について

1	申請書はどこでもらえますか？	本巣市役所都市計画課の窓口で配布しているほか、本巣市のホームページからダウンロードできます。
2	申請者は誰になりますか？	住宅の所有者で、かつ現在当該住宅に住んでいる方が申請者となります。
3	所有者が最近亡くなり、相続登記がまだできていない場合は？	相続予定者で、現在当該住宅に住んでいる方が申請者となります。相続予定者が複数の場合は、全員の同意が必要です。（様式第２号）
4	申請者本人が窓口へ申請書を提出する必要がありますか？	施工業者が代理で提出する事は可能ですが、内容に不備があった場合に時間がかかる可能性があります。
5	申請書を郵送してもいいですか？	書類を受け取った際、内容をチェックしながら質問させていただきますので、お手数ですが、窓口へご持参ください。
6	昨年度助成を受けたが、今年度再度申請してもいいですか？	同一住宅及び同一人について１回限りですので、過去に助成を受けられた方の再度申請はできません。ただし、１回の助成で限度額に達していない場合は、限度額まで複数回の申請が可能です。
7	市内に２軒住宅を所有しているが、どちらの家も助成を受けられますか？	申請者が住民登録をし、かつ居住している住宅が対象となります。両住宅ともに居住している場合は、居住状況を示す書類等を提出していただき、検討いたします。ただし、助成はどちらかの一方の住宅に限ります。
8	対象となる工事と対象とならない工事を同時に行う場合、見積書や領収書を分ける必要がありますか？	契約を２つに分ける必要はありませんが対象工事と対象外工事がわかるよう内訳明細書等を添付してください。また、対象工事のみで２０万円以上であることが必要です。
9	施工業者が複数の場合は？	施工業者が市内業者であれば、複数の場合でも対象となります。各業者より見積書を

		とり、申請書には合計金額を記入してください。申請書に施工業者名が書ききれない場合は下部の枠外に記入してください。
10	店舗兼住宅に居住している場合、助成を受けられますか？	居住部分に係る工事は助成対象となります。また、店舗及び住宅が共有する部分（屋根等）については、工事費を床面積で按分した額が対象となります。

２．工事について

11	どのような工事が助成金の対象となりますか？	バリアフリー、環境対策、災害対策、長寿命化対策を目的とした工事は対象となりますが、別棟の車庫や外構等の工事は対象外となります。別紙「対象となる主な工事」を参考にしてください。不明な場合は、事前にご相談ください。
12	増築や建て替えは対象となりますか？	増築、改築、修繕、模様替えは対象となりますが、建て替えは対象外となります。また、 床面積の合計が 10 ㎡を超える増築は建築確認が必要となりますので、工事完了届に「建築確認済証」及び「検査済証」の写しを添付してください。
13	工事内容を途中で変更したため工事費が増額（減額）しましたが、どうすればいいですか？	変更交付申請書（様式第４号）に変更する工事内容がわかる図面等と変更後工事費の見積りを添付し、提出してください。なお、変更後でも助成金額が変わらない場合（200 万→300 万など）、変更交付申請書の提出は不要ですが、工事完了届を提出の際、変更内容がわかる書類を提出していただくことがあります。変更の際は事前にご相談ください。
14	既に着手している、または完了した工事は対象になりますか？	対象にはなりません。交付決定後に着手した工事が対象となります。
15	いつまでに工事を完了すればいいですか？	年度の末日までに完了届を提出できる工事が対象となります。
16	市内の業者を紹介してほしいのですが。	市では施工業者の指定や紹介を行っておりません。
17	個人事業主（大工等）が自宅をリフォームする工事は助成対象になりますか？	助成対象になりません。法人であれば別人格となるため、助成対象となります。

18	市内の家電量販店やホームセンターが行う工事は助成対象となりますか？	市内に本社がある法人が工事を行う必要があり、助成対象とはなりません。
19	所有している別荘のリフォームは助成対象となりますか？	申請者が住民登録をし、かつ居住している住宅が対象のため、助成対象とはなりません。
20	住宅の一部にある車庫・倉庫を住宅にリフォームする場合、助成対象となりますか？	別棟ではなく、既存住宅の一部を居住スペースにリフォームする場合は助成対象となります。
21	介護保険による住宅改修と併用はできますか？	介護保険による住宅改修の対象とならない工事を同時に行う場合、これを別工事として施工業者と契約（見積り、支払い等をそれぞれ別工事として分割する）する場合は助成対象となります。
22	下水道への接続工事は助成対象となりますか？	下水道への接続工事はリフォームではないため、対象外となります。ただし、本巣市排水設備新設工事補助金交付規則に基づく補助金の対象となることもありますので、詳細は上下水道課（058-323-7761）へお問合せください。また、下水道接続工事に伴う、建物内の水回り工事については助成対象となりますので、事前にご相談ください。

３．その他

23	「工事費は適正？」「見積書の見方がよくわからない」などリフォームについて相談したいのですが。	リフォームに関する相談窓口がありますので、下記機関に相談してください。 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター　住まいるダイヤル 0570-016-100（ＰＨＳや一部のＩＰ電話からは 03-3556-5147）
24	リフォーム工事の現場を職員が確認に来ることがありますか？	工事完了届が提出された後、必要に応じて現地調査を行うことがあります。その場合は事前に都合のよい日時等を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。